~ 国際研修 ~

2007年度 インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト 第1回本邦研修

国際協力部教官 田中 嘉寿子*

はじめに

本稿は、2007年10月22日から11月1日の間実施されたインドネシア和解・調停制度強 化支援プロジェクト第1回本邦研修の内容を紹介するものである。

第1 研修実施の背景

法務総合研究所国際協力部は、2002年度から、毎年1回、JICA 国別特設研修の枠組みで、インドネシアから司法関係者を招いて国別特設研修を実施している¹。

2007年度は、同年3月から2年計画で開始された「和解・調停制度強化支援プロジェクト」の一環として、インドネシアにおけるメディエーション制度の改善に向けた研修を実施した。インドネシア民事訴訟では、日本と同様に訴訟上の和解ができるという条文に基づき、これを活性化させることを目的として和解を行うに当たり、調停人を選任して調停に付するという制度を導入するために最高裁判所規則 (PERMA) 2003年2号が制定されたものの、使いづらいなどの理由から調停利用率・調停成立率も極めて低調であり、これまでの研修の成果を踏まえて日本の和解・調停制度を参考にしつつ、同規則を改正することとなった。

そこで、本プロジェクトは、①改正草案を起草し、②調停人養成制度を改善し、③改正された調停制度を広報することをコンポーネントとしており、1年目の本年は、コンポーネント①、②に焦点を当てて研修を実施した。

第2 研修内容

1 研修員

研修員は、主として同プロジェクトのインドネシア側ワーキンググループ (WG) メンバーとなっている裁判官、弁護士である(別添1研修員名簿参照)。

2 研修内容

本研修では、改正草案を起草する上で参考となる日本の和解・調停制度の概要説明及び実務の紹介並びに調停人養成制度の改善の参考となる和解・調停技術の紹介を行った上で、現時点での改正草案を基に研修結果をも踏まえ、今後の改正の方向性につき、研修員に3グループに

^{*}田中嘉寿子国際協力部教官は、4月1日付けで、神戸地方検察庁検事へ異動

¹ 2002 年度につき ICD NEWS 第 8 号 103 ページ以下,2003 年度につき ICD NEWS 第 12 号 191 ページ以下,2004 年度につき ICD NEWS 第 17 号 28 ページ以下,2005 年度につき ICD NEWS 第 26 号 32 ページ以下及び 2006 年度につき ICD NEWS 第 30 号 114 ページ以下の各教官作成のセミナー実施報告参照。

分かれて協議を行わせ、それに本プロジェクトのアドバイザリー・グループのリーダー格であ り、昨年8月にジャカルタを短期専門家として訪問し、現地ワークショップ2で和解技術につい て講演をされた草野芳郎学習院大学法科大学院教授からコメントを頂いた。

具体的な日程は、以下のとおりである(別添2日程参照)。

- (1) 京都簡易裁判所見学 調停当事者の同意を得た上で調停を少人数ずつで傍聴し、調停担当 裁判官及び調停委員からブリーフィングを受けた。
- (2) 京都弁護士会見学 紛争解決センター運営委員会の弁護士らからブリーフィングを受けた。
- (3) 研修員発表 裁判官・調停人養成機関の長・弁護士から、それぞれ、和解・調停の成功事 例を発表させ、講師からコメントを得た。
- (4) 調停技法トレーニング 稲葉一人姫路獨協大学法科大学院教授から、経済産業省委託で作 成された調停人養成研修教材の DVD を見せた上、ロール・プレイの実演と講義を組み合わ せてトレーニングのノウハウを紹介していただいた。
- (5) 和解技術 草野教授から、長年裁判官として実践された和解技術のエッセンスを紹介して いただいた。
- (6) 改正規則草案協議 長期専門家角田多真紀弁護士が提示された現在の改正草案の問題点 15項目につき、日本の制度を条文に即して紹介した上、研修員に3グループに分かれて集 中協議させた結果をそれぞれ発表させ、逐語通訳をしながら、インドネシア語と日本語とで 一覧表にまとめた。
- (7) プロジェクト進行協議

この種のプロジェクトにおいては、相互に進捗状況を把握し合い、協議し合い、所 期の計画を微修正しながら運営していく必要がある。関係者が一堂に会することが可 能な貴重な機会であり、かつ、研修の成果を踏まえた微修正を検討すべきであること から、研修最終日に協議の機会を設けた。

第3 研修員発表 和解・調停の成功事例

研修員らが発表した和解・調停の成功事例は、以下のとおりである(本号154ページ以下)。

- ① フィルマンシャー弁護士、ルトフィ・ヤジッド弁護士 3例
- ② インドネシア調停センター (PMN) ファーミ所長 2例
- ③ スマラン地方裁判所ヤニ判事 1例(靴の売買代金請求事件)
- ④ バンドゥン地方裁判所デウィ判事 1例(美容整形の医療過誤事件)

これは、草野教授が著書「和解技術論」を執筆する契機となった「成功は成功の元」という 発想に基づき、実際にインドネシアでどのような事例が和解で解決したかを聴取することによ り、更に和解・調停制度を発展させるための発想の基礎情報を共有するためである。

特徴的であったのは、ほとんどの事例が、PERMA2/2003 に則った調停手続では解決に至らず、 訴訟に戻ってから和解に至っていたことである。調停期間を約3週間に限定している現行 PERMA では調停成立に至るのが困難であることが如実に示されていた。

² ICD NEWS 第32 号219 ページ以下の当職の報告参照。

また、弁護士及び調停機関の長から紹介された事例は、ビジネス上の問題が多く、純粋にビジネス関係のものもあったが、背景事情として親族間の感情的問題が含まれているものが2例あり、ヤニ判事の発表事例でも「インドネシアでは契約を書面化しないことが多い」ので契約書がないなど、少し前の日本の状況と類似する事例が多く、判決よりもむしろ和解・調停で解決するのがふさわしい事例が少なくないことがうかがえた。

さらに、インドネシアでは、裁判官が和解案を提示することは実務上禁じられている とのことであり、当事者が提示する和解案に対し、裁判官が介入することも少ない様子 であった。この点につき、草野教授からは、裁判官としての経験に基づき、履行を確保 するための和解条項案の作成における裁判官の役割の重要性と具体的な和解条項案作成 上の留意点が紹介された。

第4 調停技法トレーニング

1 調停人養成研修 DVD

本 DVD は,経済産業省が稲葉一人教授を座長とする調停人育成教材作成委員会に委託して 作成された民間調停人を養成するための研修教材である。当事者間の対話を促進する「自主交 渉援助型」の調停技法の紹介を中心としており、昨年度の研修では基本的部分を見せ、今回は 応用的部分(当事者が途中退席しようとする場合など)を見せて議論させた。

この種の研修用 DVD は、本プロジェクトでも作成予定であり、そのための参考にもしてもらうことを企図したものである。

2 ロール・プレイ

稲葉教授が調停人役,当職が申立人役,平石努弁護士が相手方役となり,近隣騒音事例を元にしてロール・プレイを実演した。まず,調停人が法律的分析・評価を中心に行う「評価型」調停を実演した後,「自主交渉援助型」調停を実演した。当事者役は,それぞれ「秘密事項」(A4用紙1枚程度)を渡された以外,シナリオはなく,すべてアドリブで進行したが,稲葉教授の問い掛け方の違いで当事者役の発言も異なるため,評価型と自主交渉援助型の違いが如実に表れ,研修員にも両者の違いが十分理解され,好評であった。

本プロジェクトの主たる対象であるインドネシアの裁判官は,本来的に評価型的発想が強いので,自主交渉援助型調停技法を紹介することは,調停制度の活性化のみならず,調停不調後裁判に戻った場合の和解の促進にも有用である。

3 講義

インドネシアの現行 PERMA2/2003 は,英米法国のドナー主導で作成されているため, 大陸法的民事訴訟法になじんでいるインドネシア裁判官らにはかなり使いにくいもので ある。それを踏まえ,稲葉教授は,アメリカにおける調停制度の研究成果と自己の裁判 官としての経験,退職後に調停人として多数の調停事件を扱ってこられた経験に基づき, 両者を比較しながら自主交渉援助型調停の在り方を説明された。

第5 和解技術

1 講義

草野教授からは、裁判上の和解の在り方につき、より実践的な技法の講義をしていただいた。 特に印象深かったのは、「当事者の話を誠実に聞き、真の紛争原因を探ること」が説得技術の 基本型として大事であるというお話が出たので、当職が



人的紛争 法的紛争 訴訟物

真の紛争原因

という図を書き、「実際の紛争は、人間関係の中から生じる人的紛争であり、当事者が 弁護士に相談すると弁護士がその中から法的紛争を区別した上で、証拠関係や勝訴で取 れる賠償額その他を考慮して提訴するので、提訴された訴訟物の範囲しか裁判所には見 えないのが通常である。しかし、真の紛争原因はしばしば法的紛争の枠外にあり、そこ が解決されなければ、不満のある当事者は法的紛争の範囲で何度でも提訴することがあ る」と言うと、研修員が「インドネシアでもそうである。何度も提訴してくる」と一同 が同意していた。和解や調停は、訴訟物に限らず、真の紛争原因をも含む形で柔軟な解

決を提供することができる点で、非常に有益な解決方法であると思われた3。

2 模擬和解

草野教授が研修員発表事例の中からヤニ判事の発表事例を採り上げ、簡潔な秘密事項を作成され、研修員の中から原告代理人役としてフィルマンシャー弁護士、被告の妻役としてアルタ 判事が研修員全員の推薦で選ばれ、草野教授が判事役、当職が廷吏兼書記官役となり、模擬和解を実施した。

コーカスを多用しつつ,最後に和解条件を詰めて対席で和解条項をまとめ上げている様子は,正に日本の和解手続を再現するような状態であった。研修員らは,従前から日本の和解実務を見てみたいとの要望が強かったのであるが,非公開の和解手続が傍聴できるわけもなく,また,最高裁判所発行の「民事第一審手続解説」などでも和解の場面はないので,この模擬和解は日本の和解手続の「現場」を紹介し得る唯一の方式であり,和解経験の豊富な草野元判事の御尽力なくしてこのような和解の再現はできなかったと思われる。

この模擬和解実施後、草野教授が和解条項の講義をなさったので、研修員らも和解条項案作成における裁判官の責務の重要性と工夫の仕方がよりよく理解できたと思われる。

³ ただし、和解は判決という基本型の応用型であり、あくまでも、基本型がきちんとできることが前提である。そうでなければ無制約な解決の強要に堕する危険があることは、「判決書マニュアル」作成支援が必要な他国への法整備支援を見ていて感じるところである。というのも、超職権主義的訴訟観に基づく社会主義的訴訟制度では、裁判官は、当事者の提訴した訴訟物に限られず、法的紛争の範囲で自由に判決を書く傾向があるからである。

第6 改正規則草案協議

1 グループ別討議

インドネシアの研修員を3グループに分け、現在のPERMA2/2003改正草案の問題点15項目につき検討させ、検討結果を一覧表にまとめた。

2 全体協議

各グループから検討結果を発表させ、これに草野教授からのコメントを得た上で、全体で協議した。

インドネシア人の特徴は、法令の解釈が妙に堅苦しいことにある。

例えば、利害関係人を訴訟に参加させるには参加決定を中間判決の形で行わなければならないという。そして、調停手続に利害関係人を参加させるにも、訴訟上の参加決定が必要であるから、調停には一切利害関係人を参加せることはできない、という論理になってしまう。そういう場合、草野教授からは、利害関係人が本当に調停合意に参加する必要があるか否かは、合意成立時点でないと分からないので、取りあえず参加させ、調停成立時には必ず訴訟に戻って「和解判決」をする必要があるインドネシアにおいては、利害関係人の参加決定も「和解判決」の直前(実際には同時)に行えばいいのではないか、とのコメントがなされた。

また、インドネシアでは ADR 法第6条で訴訟外の和解合意に執行力がないのが問題であるというので、それならば、日本の即決和解手続を応用して執行力のある状態にすればいいのではないかと考え、本研修ではかなり丁寧に即決和解手続を紹介した。多くの研修員が強い関心を示したにもかかわらず、「現行法と矛盾する」という短絡的な反応が強く、「改正 PERMA に訴訟外の和解等の合意→形式的提訴→形式的調停(即決調停的な手続条項を新設)→訴外和解合意の確認→訴訟に戻り和解判決」というような柔軟な発想はなかなか出ない。しかし、ADR 活性化の切り札になり得るこの日本側からの改正提案は、帰国後の検討課題となった。

終わりに

本研修は、和解・調停制度強化支援プロジェクトの一環として実施されたものである。帰国後も研修員を中心とする WG メンバーは、角田長期専門家とともに改正規則案のドラフトに関する議論を深め、活動を継続している。

JICA の法整備以外の一般的プロジェクトは、現地活動が中心であるため、長期専門家は原則として本邦研修には同行しないと聞いている。しかし、本邦研修がプロジェクトの一環として実施されてそこでの議論を現地で継続・発展させる法整備支援プロジェクトにおいては、長期専門家が同行帰国して日本での議論にも参加することは、現地に戻ってからの活動継続上必須である。

また、言語が非常に重要な法律分野において、通訳・翻訳はプロジェクトの死命を決する 死活問題であり、良質の通訳を継続して確保すること及び翻訳の精度を保つことは非常に重 要である。

法整備支援活動が JICA のプロジェクトとして開始されて約 10 年を経過し、本研修運営に

当たっては、JICA 側でもこれらの法整備支援特有の問題が理解されつつあると思われたが、 今後なお一層理解を深め、JICA で現在作成中の課題別指針に示していただくのを期待してい る。

なお、訪問・見学を快く受け入れてくださった京都簡易裁判所及び調停委員の皆様並びに京都 弁護士会紛争解決センターの弁護士の先生方に紙面を借りて厚く御礼申し上げたい。日本の制度を 紹介するに当たり、実務を見学したいという希望は非常に強く、この種の訪問・見学及びブリーフ ィングは彼らの日本の制度の理解を深めるだけではなく、懇切な御対応の中で、廉潔で機能的な日 本の制度への尊敬をも深めていることがうかがえる。法整備支援活動において、他に代え難い貴重 な機会を提供していただき、御多忙の中、丁寧に対応してくださった皆様方に改めて深謝するもの である。

第1回 インドネシア和解・調停制度強化支援研修日程表

[主任教官:田中教官,建元教官,事務担当:西林主任専門官,島崎主任専門官]

研修実施場所:法務省法務総合研究所国際協力部, JICA大阪国際センター

月	曜	10:00		14:00			場所
日		12:30		17:00		17:00	物別
10		JICAオリエンテーション		JICAオリエンテーション	「調停人養成研 修」DVD視聴	ICDオリエンテーション	
/	月			Jierev y v av	(15:00-16:00)	(16:00-17:00)	OSIC
22		OSIC		OSIC	OSIC	OSIC	
10		京都簡易裁判所見学		京都弁護士会見学			
/	火						京都
23		京都簡易裁判所		京都弁護士会			
10		見学の補足説明 (10:00-11:00)	研修員発表(弁護士·調停人)	講義 ADRを担う人材育成について 一調停技法トレーニングー ①			
/	水	【 【長期専門家 角田 多真紀				arion.	
24		国際協力部教官 田中 嘉寿子 弁護士 平石 努 (11:00-12:30) コメンテーター/弁護士 平石 努 (元JICAインドネシア企画調査員)					
10		演習 ADRを担う人材育成について - 調停技法トレーニング - ② (日本側講師によるロール・プレイを含む)					
/	木	雏花 400 / 图 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4					ICD
25		↑ 講師 姫路獨協大学法科大学院教授 稲葉 一人(元判事) コメンテーター 弁護士 平石 努(元IICAインドネシア企画調査員) 2FI				2FICR	
10	研修員発表 PERMA2003/2改正案の内容について(タクディル教授) 研修員発表 和解・調停の成功事例について(デウィ裁判官)						
/	金	和解・調停の成功事例について(講評			
26	362	講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事) 講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事) 2FICR				2FICR	
10		時间 于自死人于[[2]] 开日死人于[[2]] [[2]] [[2]] [[3]]					
27	土						
10							
28	日						
10		講義 和解技術①		演習 模擬和解			
/	月			質疑応答			
29		講師 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事)		講師 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事) OSIC			
10		義 和解技術② 講義 日本の和解・調停制度 協議 PERMA2003/2改正案の方向性について					
/	火	講師/長期専門家角田多真紀 講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事)					
30		学習院大学教授 草野 芳郎 コメンテーター/学習院大学教授 草野芳郎 弁護士 矢吹 公敏, 長期専門家 角田 多真紀 OSIC				OSIC	
10		協議 PERMA2003/2改正案の方向性について					
/	水						OSIC
31		講評 学習院大学法科大学院教授 草	[野 芳郎(元判事),長期専門家 角田	多真紀 OSIG		OSIC	
11		協議 PERMA2003/2改正案の方向性に	こついて	協議 今後のプロジェクト進行について(14:00~17:30) OSIC			
/	木	講評 学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎(元判事)		学習院大学法科大学院教授 草野 芳郎, 長期専門家 角田 多真紀			
1		長期専門家 角田 多真紀		姬路獨協大学教授 稲葉一人,弁護士 矢吹公敏,弁護士 平石努(JICA-Net利用)			
11		評価会(10:00~) 閉講式(11:00~)		資料整理			
/	金						
2		OSIC	OSIC			OSIC	
11							
	土	帰国					
3							

裁判所における調停の成功を支える要因

フィルマンシャー法学士・法学修士 T・M・ルトフィ・ヤジッド法学士・ 法学修士

> 日本・インドネシア両国間 司法制度比較研究 2007 - 日本

裁判所における調停(裁判所付設型調停)

法的根拠:

❖ 「裁判所における調停手続に関する最高裁判所規則 (2003年最高裁判所規則第2号)」及び関連の「和解機 関を組み入れた第一審裁判所への権限付与に関する最高裁 判所通達(2002年最高裁判所通達第1号)」(旧ジャワ 島民事訴訟法第130条・外島民事訴訟法第154条)

裁判所における調停 (裁判所付設型調停)

- ❖ 第一審裁判所に提起される民事事件はすべて、まず 調停役の助力を得て和解による解決を図らなければ ならない。
- ❖ 調停による事件解決で、これまで裁判所に見られた 事件の山積状態が改善できるものと期待される。

3

裁判所における調停手続

- ❖ 裁判官は、第一審期日において各訴訟当事者に調停を経るように させなければならない。
- ❖ 各当事者は調停役を選任する。
 - * 裁判所所属の調停委員
 - * 裁判所外の調停者
- * 裁判所の調停委員を介した調停手続は、22開庁日にわたって行われる。一方、裁判所外の調停者を介した調停は、30開庁日にわたって行われる。
- ❖ 合意に至った場合、各当事者は和解の証書を申請できる。この証書は和解調書と呼ばれる。
- ❖ 合意に至らなかった場合、裁判官は事件審理を続行(訴訟追行) する。

1. 各当事者の信義誠実の精神

2004年7月、韓国水域にあった1隻の船舶が台風7号(ミンドゥル)に襲われ損壊被害を受けた。同船の船主は、あるインドネシア法人の船会社で、この被害を全損と見なせるもの(推定全損)ととらえ、保険会社に対し保険金117万5千米ドルの支払いを請求した。ところが、同船が船級維持証書(CMC)の要件を満たしておらず、申立人に告知義務違反があったことから、結果として保険会社は損害補てんを拒否した。

5

実際の調停事例: 調停の成功を支える諸々の要因

申立人は、保険会社に対すると同時に保険代理店に対する損害賠償請求を中央ジャカルタ地裁に訴え出た。だが、保険会社側は34万米ドルを支払う用意があるということで、本件は調停に成功した。

ところが、申立人は再び中央ジャカルタ地裁に保険代理店側を相手取って79万5398米ドルの損害賠償を求める同種の訴えを起こした。申立人の言い分は、先般の事件における和解による紛争解決は申立人と保険会社との間でのみ有効であって、保険代理店に対してではない、というのものであった。

審理の初期段階における調停で、当事者たちは調停委員を中央ジャカルタ地裁から選任することで合意した。こうして、2003年最高 裁規則第2号に基づき調停期間は22日間となった。

7

実際の調停事例: 調停の成功を支える諸々の要因

審理の初期段階における調停努力が行き詰まりを見せたため、事件審理を担当する判事団が事件を引き続き審理(訴訟追行)すべきこととなった。

ところが、この審理の過程で、相手方が事件を和解によって解決したいとの意向を示した。これは、相手方が保険代理店としての自社イメージを守りたいと希望してのことであった。本件が長引くこととなった場合、誠意ある保険代理会社としての名に傷が付きかねないと懸念したからである。

前述の和解は、その後和解調書の形で確定。この調書には、 相手方は13万米ドルを支払う用意のある旨が記された。

上の例から見て、調停の成功を支える要因の1つは、各当事者 自らの信義誠実の精神に発するものと結論付けられる。

9

実際の調停事例: 調停の成功を支える諸々の要因

2. 調停に向け依頼人を説得できる弁護士と粘り強く当事者間の調停ができる調停役

2007年、ある鉱業会社の内部で紛争が発生した。社の監査役が、1人の取締役(大株主でもあった)を停職にしたところ、停職にされる理由はないと考える当の取締役は、その理由を質すために臨時株主総会を開催したのである。

さらに、この臨時株主総会では、同取締役に電子メールで通知された (少数株主である)取締役社長の辞任表明の真否についても討議がな された。しかし、この臨時株主総会が執り行われた際、取締役社長は 出席していなかった。総会の結果、停職とされた取締役が取締役社長 に任命された。

紛争は、前の取締役社長が依然自分がその役職にあるものと思っていたことから起きた。本人は、まだ取締役社長の職を続けたいという意志を表明した書簡を送ったこと、またそれに先立ち前述の取締役に送った電子メールの内容については既に**取り消した**ものと主張。

この臨時株主総会は適法に開催されたものでなく、取締役社長の任命も法的に無効であるとの言い分で、彼は南ジャカルタ地裁を通じて新しい取締役社長を相手取り訴えを起こした。この訴えの中で、彼は100万米ドルの損害賠償も求めた。

調停段階において、双方の当事者は南ジャカルタ地裁から調停委員を 選任することで合意。選ばれた調停委員は裁判所の所属であるため、 調停期間は22日間となった。

11

実際の調停事例: 調停の成功を支える諸々の要因

当事者たちの横柄極まりない態度からして、調停による紛争解 決は困難に思われた。争いになってからというもの、当事者た ちは顔を合わせることや同室することさえも嫌がっていた。

調停手続の中で、双方の当事者に付いた弁護士は各々の依頼人に対し調停に応じるよう根気よく説得を行った。だが、その努力にしても相当に難儀なものであった。両者とも自らが正しいとの言い分を説き、激しい言い争いや、非難の応酬になった場面もあった。

本来であれば、22日間の期間が過ぎたところで、事件は改めて判事 団によって審理(訴訟追行)される運びとなるはずであった。しか し、調停委員は自ら率先して裁判長に調停期間の延長を願い出た。

双方の当事者に付いた弁護士と調停委員の粘り強い努力の結果、終に は本件も調停による解決に成功。当事者たちはようやく調停に応じ、 相手方が大株主として申立人の少数持ち株31万5000米ドル相当を買 い取るという解決策が取られた。この和解は、裁判所により*和解*調書 として確定された。

この事例において、弁護士と調停委員が調停の成功に大きな役割を果たしたことは否みようがない。

13

実際の調停事例: 調停の成功を支える諸々の要因

3. 審理を担当する裁判官が根気よく当事者間の調停に当たること

2005年、メダンで航空機事故が発生。この事故による犠牲者の中に、伝統的信仰に基づいて(戸籍役場では登録されない形で)結婚した夫婦であるX氏とY夫人がいた。

夫妻の死亡を受けて、航空会社側はそれぞれの相続人に慰謝料と 賠償金を支払った。ところが、X氏にはイスラム教の方式によって 結婚したZという夫人もいることが判明し、そのことは婚姻手帳に よって証明された。したがって、法の目から見れば、X氏の相続人 はZ夫人とその子供たちということになる。航空会社も慰謝料と賠 償金3億5000万ルピアをX氏の相続人であるZ夫人に支払った。

15

実際の調停事例: 調停の成功を支える諸々の要因

2006年、Z夫人と航空会社は、メダン地裁を通じて訴えられた。訴えたのは、自分たちこそがX氏の正当な相続人であるとする同氏の兄弟たちだった。

彼らは、X氏とその妻の婚姻は無効だということを理由にした。X氏は日常生活において依然仏教徒のように振る舞っていたことから、同氏のイスラム教への改宗は無効であり、結果としてイスラム教の方式によるX氏とその妻の婚姻も無効であるとの言い分である。そこで、彼らに言わせれば、X氏の兄弟である自分たちが同氏の法定相続人であるというのだ。

訴えの中で、彼らは既にZ夫人に支払われた慰謝料と賠償金を正当な相続人である自分たちに返還するよう求めた。

当事者たちは調停委員をメダン地裁から選ぶことで合意。こうして、 調停期間は22日間となった。しかしながら調停は不調に終わり、訴 訟追行ということで判事団が事件の審理を引き続き行わなければなら なかった。

様々な訴訟手続が取られた。結論の提示も済み、当事者たちは判事団からの決定を待つばかりであった。しかし、判事団はこの紛争を解決するためになおも調停努力を続けた。

17

実際の調停事例: 調停の成功を支える諸々の要因

すべての当事者が結論を提示してから2か月以上経っても、事件の審理を担当する判事団は一向に決定を出さなかった。まだなお 当事者たちに対し調停の努力を続けていたのだ。そして結局のと ころ裁判官の粘り強い努力は無駄にはならなかった。当事者たち が調停に応じたのである。

その和解の取決めにおいて、申立人は本件から航空会社を除外することにようやく同意し、Z夫人は20億ルピアを支払うことで同意した。

申立人は訴えの中で3億5000万ルピアしか要求していなかったわけであるから、一見道理の合わない話に思えるかもしれないが、さらに追求してみると、先の数字はX氏の未分割の遺産額を加えた計算から出たものだった。

この調停結果は、*和解*調書として確定された。

19

実際の調停事例: 調停の成功を支える諸々の要因

- ❖ この事例で特に強調し得るのは、調停手続は審理の初期だけでなく、判事団による審理(訴訟追行)期間であっても決して不可能ではないということ。
- ☆ この考えは、日本の「和解」と同様のものである。

結論

調停において大切な役割を果たす要因については、以下の各側 面から見ることができる。

- > 各当事者
- > 弁護士
- ▶ 調停役
- ▶ 裁判官



TWO SAMPLES OF PMN SUCCESS CASES

OCTOBER 2007

ГАНМІ SHAHAB



SUCCESS CASE 1, March 2005

Location: Banten, In-court

Type: inheritance, land dispute

Parties: 2 groups of family member of 3rd

degree descendants

Age: 19 years, 1986-2005

Conflict: Contest stage, armed clash & no

family relationship for 19 years



©PMN 2007

Problems:

- C1, C2, C3 agreed to unite 3 blocks of land to be utilized for their descendants. C2 was appointed as the coordinator
- C2 granted to her adopted daughter 1/3 of hers (of inheritance portion or of total)
- Incomplete acts (of adoption, of grant, of witnesses)
- Assume as the right party, pride, recognition



©PMN 2007

3

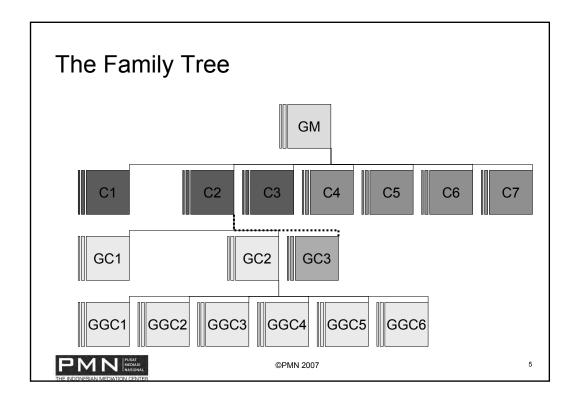
- Quantum of claim: ± IDR350 mio
- Settled: On its 3rd join meeting,

presented symbolic gift IDR 5 mio

- Lawyer: No lawyer involvement
- Mediator: Co-mediation, a Registrar & a PMN trainer
- Key: Therapeutic, reality check, reduce expectation



©PMN 2007



SUCCESS CASE 2, August 2005

Location: Jakarta, out of court

• Type: Construction dispute

 Parties: SOE as owner of the project and a consortium of contractor (one of the member is a subsidiary of the SOE, the other was a foreign Co.)

Age: 2 years, 2003-2005

• Conflict: Disagreement, a little bit contest



©PMN 2007

Problems:

- A delay in a project completion due to fire at the site
- A claim of shutdown of the mill outage
- A counter claim of cost overrun
- Assume as having a higher position, has a reasonable claim, can win the case



©PMN 2007

7

- Quantum of claim: ± USD1.6 mio
- Settled: On its 2nd join meeting,

by signing an addendum

agreement

Lawyer: One side lawyer involvement

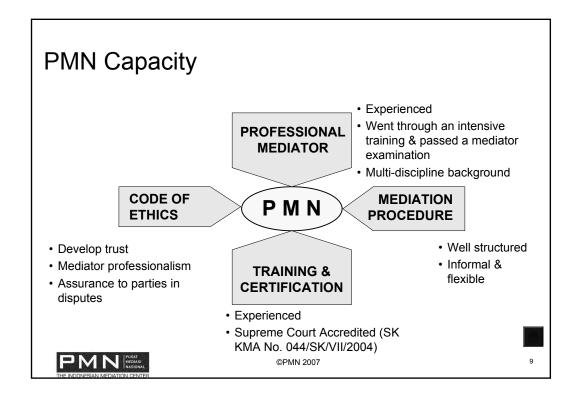
Mediator: Co-mediation, PMN trainers

Key: Facilitative problem solving,

creative thinking, reality check



©PMN 2007



Thank you

Pusat Mediasi Nasional Indonesian Mediation Center www.pmn.or.id

Komp. Wijaya Grand Center Blok F 64-65, Jl. Wijaya II, Jakarta 12160



©PMN 2007

調停の成功事例



(発表者:クルニア<u>・ヤニ・</u>ダルモノ)

I. 事案の概要

原告の言い分

- 被告(A)は、靴問屋の店主として、マカッサルの「スリヤ・アバディ」なる店 {本件においては、原告を(B)とする。}から「XYZ」ブランドの靴を継続的に仕入れていた。
- その総価格は、2億5710万ルピアになる。ところが、そうした靴の仕入れに係る代金の支払は、期日を過ぎたにもかかわらず現在まで一度もなされていない。
- ▶ 原告は、被告に契約不履行があったことを明らかに し、罰として靴の仕入れに係る負債を原告へ支払う こと、その他訴状の請求内容部分に詳しく述べたと おり(利息、罰金及び原告が本来得るはずであった 利益)の請求をしているものである。

■ 被告の反論

- 被告は、自分は原告との間で靴の売買はしていないとして 否定。原告とは取引を行ったこともなければ、直接の面識 もなく、靴はユスティヌスなる別の納入業者から納品され たもの、との由。
- 当初、支払は滞りなく行っていたが、2006年11月以降、 つまり2007年初めに期日を迎える分からは、被告が薬物 使用事件で勾留されていたため確かに支払が行えなかっ た。
- しかし、ユスティヌスは被告から現金や小切手、手形、そ れに靴など商品の形で総額2768万ルピアの支払を受けて いる。
- よって、被告によれば、原告の訴えは全面的に却下される か、少なくとも受理不可とされるべきとのこと。

2. (調停者から見た) 各当事者の性格

原告 - 妻が代理人

- ⋄ 口やかましく、しゃべり好き、強情、法律の知識に乏し い/法律を理解していない。
- ⋄ 感情的、夫の方は仕事(貸金取立て代行業者)の上でよ く暴力を振るうことがある。

相手方 - 弁護士が代理人

- ⋄ 話しぶりは丁寧だが、ときとして辛辣。
- * 教育があり、法律を理解している。
- ❖ あまり芳しくない評判(しばしば顧客を軽視する こと)がある。



3. 調停の段取り



- 双方の当事者には、調停者と会って調停 手続の説明を受けた後、何が問題である か伝える機会を与える。
- さらに、調停者は原告と被告がお互い顔を合わせないよう、往復外交(shuttle diplomacy)の手法を用いることに決める。
- 調停者が申立人や相手側に代わってその 伝言を伝えることとする。
- 最終的な段階になって、初めて双方を会 わせる。

4. 調停期日のやりとり

a. 第一段階

- 1. 調停者が、原告に対し被告に何を伝えたいか 尋ねたところ、とにかく重要なことは被告が 負債を認め、支払う気になることだとの答え であった。
- 2. 原告の望みを伝えたところ、被告は自分に とって面識があり負債を負っているのはユス ティヌスだけで、それも一部はもう支払い済 みだと息巻いた。
- 3. これを原告に伝える。原告はユスティヌスに 来てもらってもいいとの心づもり。
- 4. 被告は、ユスティヌスと直接会わせてほしい と希望。



b. 第二段階

- 1. 原告は、被告の店宛にマカッサルから直接物を送った 証拠を持ち、ユスティヌスを伴って来た。
- 2. 確かに、被告をマカッサルの友人に紹介したのはユスティヌスだった。支払が滞った後、ユスティヌスは支払金の一部を受け取り、残りの商品を引き上げたが、 督促状によっても回収はできなかった。結局、回収できた金額は、幾らにもならなかった。
- 3. 被告へは、ユスティヌスと直接会ってもらって伝えた。被告は、既にユスティヌスへ支払った分を差し引いた上で、割賦で支払をしたいとの意向。
- 4. 話し合いが長引きすぎたため、調停者が間に入り、被告が認め述べたことを受け入れないのであれば散会にすると伝えた。

c. 第三段階

- 1. 被告は、これまでに行った靴の仕入れについて、その 証拠から総額が2億5710万ルピア相当になることを認 めた。
- 2. 原告の手元にある督促状で被告から回収できないことは明らかであり、被告から渡された2枚の小切手は資金不足のために現金化できないことも明らかであることを考えると、結局これまでに支払われたのは1365万4925ルピアに過ぎない。
- 3. 以上から、相手方が原告に支払うべき靴代の未払分は、総額2億4344万5075ルピアである。

5. 合意の要点

- すべての訴訟手続を打ち切る(訴えを取り下げる)。
- 被告は、自ちの契約不履行/約定違反の事実と、それが原告に損害を与えたことを認める。 被告は、原告に靴の仕入れ代金として2億4344万5075 ルピアの負債がある。
- 続いて、借入証書を作成し、家屋をその借入れの担保
- 利息は月2%とし、借入証書署名のときから起算する。



バンドゥン地方裁判所における調停の実施

PELAKSANAAN MEDIASI DI PENGADILAN NEGERI BANDUNG

ハジ・D.S.デウィ、法学士、法修士

バンドゥン地方裁判所調停判事

まえがき

PENGANTAR

裁判所における調停手続きに関する 2003 年第 2 号インドネシア共和国最高裁判所規則とそれ以 前の 2002 年 1 号インドネシア共和国最高裁判所の回覧文書を有効なものとして継続すること は、改訂インドネシア手続法 130 条/域外手続法 154 条における調停機関に効力を与えるための ものである。

調停は、一級裁判所に提訴されるすべての民事訴訟に対する義務(命令)として課せられてい る。(2003年第2号インドネシア最高裁判所規則第2条1項)

バンドゥン地方裁判所の発展に向けて、以下のような設備や便宜が整備された。

次の設備からなる調停特別室:合同会議室及び幹部室

調停判事:6人

判事以外の調停者:

国立調停センター:15人

バンドゥン調停センター:27人

バンドゥン地方裁判所では、国立大学及び私立大学の社会化のために IICT 及び PMN (国立調停 センター)が協力している。

2006 年度バンドゥン地方裁判所における民事訴訟統計

Statistik Perkara Perdata Pengadilan Negeri Bandung Tahun 2006

- 引き受けた事例: 350件
- 裁決された事例:
- · 詳細は以下のとおりである。
- 調停において、和解に成功した事例: 15件裁判中に和解に成功した事例: 30件
- ・ 裁判の過程で決裂した事例: 10件

バンドゥン地方裁判所における訴訟の調停の事例

CONTOH KASUS MEDIASI DALAM LITIGASI DI PN BANDUNG

原告マルシタ・アルヤニと、

以下の者との間の

違法行為に関わる事例

- 1. ワギオノ・S(被告 I)
- 2. ワギオノ整形外科クリニック(被告 II)
- 3. ブンス救世軍総合病院(被告 III)
- 4. インドネシア共和国政府、及び/又はインドネシア厚生大臣(被告 IV)

事案の概要

KASUS POSISI

原告は、鼻を高くしたいと切望して被告IIのクリニックを訪れ、被告Iに相談した。

更に被告 I は、鼻腔の中央にインプラント(人工の骨)を埋め込む、鼻の変更/手術をすることを約束した。

手術は被告 I によって、被告 III の場所において、約 1 時間かけて順調に行われた。手術後、原告は、原告の鼻が腫れて、痛みを感じたが、被告 I は原告に、すぐに帰って良い旨伝え、3 日後に手術の行われた場所に、術後の経過を見せに来るように求めた。

手術が行われてから 4 日後に、原告は初めて、術後の経過を見せるために、被告 II のクリニックを訪れた。原告は、鼻が左右対称になっていないと感じていたが、被告 I は、原告の鼻の状態は

良好で、馴れることが必要だと述べたので、結局、原告は帰った。その2週間後、原告の鼻の右 側に穴が開いて、膿を持った出来物のように腫れ、ひどい痛みを感じた。

その後、原告は、医者(被告 I)に術後の経過を見せるため被告 II のクリニックへ行き、被告 I は、注射器で膿を吸い出す処置を何度も行った。

手術後、週 2 回、術後の経過を見せに医者(被告 I)のもとを何度か訪れ、2 カ月が経過した 後、原告の鼻は次第に曲がり、痒みが出て、依然として膿を持って腫れていた。その後、医者 (被告 I) は接合を行ったが、鼻は良くなるどころか、次第に悪化し、原告の 2 つの眉の間の額 下部には癒着が生じた。

更に、被告 I は再び、自ら行った接合を元に戻すために、原告に注射した。しかしながら、原告 の症状に変化はなく、それどころか2つの眉の間の鼻筋は破れて潰れていた。

それゆえに、被告 I によって装着されたインプラントは、ガラスに亀裂が入ったように見えた。 その後、更に診察をして、被告 I はインプラントを引き抜き、切断した。しかしながら、原告の 鼻には依然として痛みがあったが、被告 I に対する連絡が困難となったので、結局、ジャカルタ の2人の医者に相談し、結果として雑菌による感染症は治ったが、鼻の障害は残った。

上の状況に基づいて、原告は、被告 I によって行われた、被告 III の病院における不注意な行為 が、原告に永続的な障害をもたらし、更に原告に物質的又は精神的な損害を与えた違法行為で あったと判断した。

原告は、被告 I、被告 II、被告 III、及び被告 IV が、物質的かつ精神的な損害を原告に与えた賠 償として、連帯して 1,024,095,000 ルピア (金壱拾億弐千四百九萬五千ルピア) を現金で一括し て支払うよう、また被告 IV に対しては、被告 I の医師免許と病院(被告 III)の認可を取り消す よう申請した。

被告 | の回答

JAWABAN TERGUGAT I

被告」は以下のとおり抗弁して、原告の訴えを全面的に拒絶した。

- 1. 被告の鼻が左側に傾いた(不均衡になった)のは、被告 I によって行われた手術で起こった ことではなく、再生手術の前に骨折していたからである。
- 2. 原告が感染症に罹ったのは、医者によって食することを禁じられた、貝類の食べ物(シー フード)を食べて、シリコンが細菌に汚染されてアレルギーを起こしたからである。また、 原告は、手術後の診察にも、被告Iに言われた適切なときに来なかった。

- 3. 被告 I は、シリコンを抜き取るようにと簡略に、かつ明確に原告に説明し、提案したが、原告は、以前のように鼻が不均衡になったら恥ずかしいという理由で拒絶した。
- 4. なし
- 5. 原告は、費用がかさむことを確信しながら、真偽に関わる言を左右していた。

被告 Ⅲ と被告 Ⅳ の回答

JAWABAN TERGUGAT III DAN TERGUGAT IV

被告 III と被告 IV は、以下のとおり抗弁を行い、根本的に原告の訴えを拒絶した。

- 1. 被告 III と被告 I の間では、被告 III が被告 I に対する「労働提供者」又は「監督者」ではないという意味において、労使関係は見られない。
- 2. 被告 III は、ただ、器材及び設備を提供しているだけであり、被告 I は被告 III によって提供 される器材及び設備を利用する「通いの医者」としての立場にある。

被告 IV:

被告 IV は、被告 1 及び原告と法的な関係はなく、原告が被告 IV を提訴するのは誤りである。

注:

被告Ⅱは回答を提出していない。

調停の手続き:

PROSES MEDIASI:

- 最初の審議の日に、両者とも出席し、判事団は当事者らに、調停手続きに入ることを義務付ける。
- □ 当事者らは、判事を調停者として指名することに合意する。
- □ 判事団長は、調停者指名の決定を読み上げる。
- □ その日に、代理人の書記から調停判事に対して、書類が引き渡される。
- 最初の会合において、調停判事は、双方の代理人に対して、今後の会合に本人が出席するように義務付け、次回の会合に本人が出席せず、代理人しか調停に出席しない場合、最終的に合意はない。(行き詰まり)

- □ 双方は、審議が法廷で続行されるよう申請する。(訴訟)
- □ 調停者は、調停が成立しなかった(行き詰まった)ことについて、判事団長に対して書面に よる報告書を作成する。
- □ 訴訟書類は、訴訟手続きが行われるように、判事団に返還される。

訴訟における調停手続き

PROSES MEDIASI DALAM LITIGASI:

- O 調停が行き詰まった後、双方は審議に出席し、判事団長は、原告に対して、訴状を読み上げ る機会を与える。
- O 被告による答弁
- O 原告の反対答弁
- O 被告からの二度目の答弁
- Ο 双方の確証
- 審議のたびに判事団は、双方に対して和解に努めるように提案する。
- O 双方がそれぞれの証拠を提出した後、双方は、調停手続きに入ることに合意し、判事団長に 対して、調停者として判事を指名するよう申請する。
- O それ以後、審議は、調停室に場所を変えられ、調停者によって、以下の段階に従って進めら れる。

合同審議 - 幹部審議 - 交渉: 交渉の際には、各当事者が和解の提案書を提出し、その後、 合同審議が行われ、最終的に和解調書が合意され、双方に よって署名される。

和解調書の内容は基本的に以下のようなものである。

和解調書

AKTA PERDAMAIAN

本日: 2006 年 1 月 27 日金曜日、バンドゥン A1 級地方裁判所において、我々は以下に署名する ものとする。

- 1. マルシタ・アルヤニ、第 I 者として
- 2. ワギオノ・S 医師、第Ⅱ者として
- 3. ワギオノ整形外科クリニック、第Ⅲ者として
- 4. ブンス救世軍総合病院、第 IV 者として
- 5. インドネシア共和国政府、及び/又はインドネシア共和国厚生大臣、第V者として

以下の規定に従って、訴訟番号: 57/Pdt/G/2005/PN.Bdg の訴えについて、バンドゥン A1 級地方裁判所にて、和解の合意に達した。

第1条

第 I 者と第 II 者は、訴訟番号: 57/Pdt/G/2005/PN.Bdg の件について、友好的に話し合いを行い、双方の争いを終了させることに合意した。

第2条

第 I 者は、第 II 者の提案に基づき、所定の手順で行われなかった術後の管理の結果生じた、訴訟番号: 57/Pdt/G/2005/PN.Bdg の件において、損害を被ったものと理解している。

第3条

第 I 者と第 II 者は、お互いの誤解に気づき、お互いにこの訴えの提出について謝罪し、第 II 者は、第 I 者の債務の返済に支援を行うものとする。

第4条

第Ⅲ者、第Ⅳ者、及び第Ⅴ者は、この争いの終了に同意し、この和解の内容のすべてに従う。

第5条

この争いの終了により、第 I 者、第 II 者、第 II 者、第 IV 者、及び第 V 者は、お互いに、後日、刑事的かつ民事的な追求を行わず、かつ、第 I 者は、この和解調書に関して、和解裁決で確定されるよう申請する。

審議において、調停者により判事団長に対して返還された書類は、その後、和解裁決で読み上げられる。

その後、バンドゥン A1 級地方裁判所の判事団は以下のように裁決した。

裁決

「唯一神アラーの下における公平のために」

上述の地方裁判所:

上述の当事者らの和解調書を読み上げた後;

改訂インドネシア手続法 130 条とそれに従属する 2003 年第 02 号最高裁判所規則並びに本件に関 係するその他の法律の規定に留意して:

以下のとおり裁決した。

上述の当事者らに対して、上述の合意された同意内容に従い、それを遵守するように命じた。

原告に対して、これまでの訴訟費用、1,084,000 ルピア(金壱百八萬四千ルピア)を支払うよう 命じた。

2006年2月1日水曜日に、我々、すなわち判事団長としてのハジ・D.S.デウィ、法学士、法修 士、更に判事団のメンバーとしてのアルタ・テレシア、法学士、法修士及びヒダヤトゥル・マナ ン、法学士により、バンドゥン地方裁判所の判事団会議における協議の席で、以上のように裁決 された。この裁決は、当日、同じ判事団メンバーの2人が立ち会い、代理人の書記官デデン・プ ルマナによって補助され、上述の争いの当事者たちが出席した公開の席で公に声明として発表さ れた。